

# 随意契約及び比較見積りを省略する理由書

案件名 : 寝屋川北部地下河川 監視システム改修工事

本工事は、当事務所水防室に設置されている寝屋川北部地下河川監視システムに、供用開始する守口調節池の貯留データを追加し、演算処理および表示を行うよう、監視システムの改修を行うものである。

## 1. 随意契約理由

当事務所は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設を数多く所管している。当該設備は、適格な水防活動に必要不可欠な、根幹施設の稼働状況を正確に把握するための設備であり、高い信頼性と安定した稼働性を維持しなければならない。

当該設備は、システム構成や各機器間のインターフェース、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社固有のまたは独自に開発された技術により設計・製作されているため、システム全体を把握した上で、細部にわたるまで機能や構造に精通している必要がある。

以上のことから、本工事の施工は、設計・製作を行った三菱電機株式会社以外には不可能であることから、同社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結したい。

## 2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。